

一般社団法人日本私立看護系大学協会名誉会長の称号授与に関する規程

第1条 一般社団法人日本私立看護系大学協会（以下「本法人」という。）定款第33条に基づく本法人名誉会長（以下「名誉会長」という。）の称号授与については、この規程の定めるところによる。

第2条 名誉会長の称号は、退任の時において本法人の会長として4年以上任務にあたり、事業執行に特に功績のあった者に授与する。

第3条 前条の年数には、本法人の会長以外の理事又は監事として任にあたった期間の2分の1の年数を通算することができる。

第4条 名誉会長の称号は、理事会において選任する。

第5条 名誉会長の職務は、定款第34条によるものとする。

第6条 本法人は、名誉会長に事業執行のための施設の利用を供与することができる。

第7条 この規程の改廃は、理事会の議を経て会長が行う。

附 則

この規程は、平成27年11月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月23日から施行する。